

令和3年亀岡市議会定例会12月議会

条例一部改正資料

(新旧対照表)

亀岡市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和57年亀岡市条例第9号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、昭和57年4月1日から施行する。 (新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための業務に従事する職員の特殊勤務手当の特例)</p> <p>2 第4条の規定にかかわらず、職員が、新型コロナウイルス感染症（<u>新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するもの</u>）をいう。以下同じ。）に係る業務に従事したときは、当該職員に対し、特殊勤務手当として、当該業務に従事した日1日につき、3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う業務その他市長がこれに準ずると認める業務に従事した場合にあっては、4,000円）を支給する。</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、昭和57年4月1日から施行する。 (新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための業務に従事する職員の特殊勤務手当の特例)</p> <p>2 第4条の規定にかかわらず、職員が、新型コロナウイルス感染症（<u>病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）</u>に係る業務に従事したときは、当該職員に対し、特殊勤務手当として、当該業務に従事した日1日につき、3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う業務その他市長がこれに準ずると認める業務に従事した場合にあっては、4,000円）を支給する。</p>

亀岡市社会体育施設条例（昭和39年亀岡市条例第12号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
別表第1（第8条関係） 表（略）	別表第1（第8条関係） 表（略） <u>備考</u> <u>市外居住者（法人にあつては、その主たる事業所の所在地が市外にある者）が使用する場合は、この表に定める額の5割相当額を加算する。</u>

亀岡市庁舎使用料条例（平成2年亀岡市条例第14号）新旧対照表

現 行							改 正 後 (案)						
(使用料) 第3条 庁舎の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号の区分に従い当該各号に定める額の使用料を納入しなければならない。 (1) 市民ホールの利用者 別表第1に掲げる額 (2) その他の利用者 別表第2に掲げる額の範囲内において市長が定める額 別表第1（第3条関係） 市民ホール使用料							(使用料) 第3条 庁舎の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号の区分に従い当該各号に定める額の使用料を納入しなければならない。 (1) 市民ホールの利用者 別表第1に掲げる額 (2) <u>開かれたアトリエの利用者</u> 別表第2に掲げる額 (3) その他の利用者 別表第3に掲げる額の範囲内において市長が定める額 別表第1（第3条関係） 市民ホール使用料						
使用時間区分	午前9時～ 正午	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後10時	午前9時～ 午後5時	午後1時～ 午後10時	午前9時～ 午後10時	使用時間区分	午前9時～ 正午	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後10時	午前9時～ 午後5時	午後1時～ 午後10時	午前9時～ 午後10時
基本使用料	1,650円	2,750円	3,300円	4,400円	6,050円	7,700円	使用料	1,650円	2,750円	3,300円	4,400円	6,050円	7,700円
備考 1 営利を目的として使用する場合は、 <u>基本使用料</u> の10割相当額を加算する。 2 入場料その他これに類するものを徴収して使用する場合は、 <u>基本使用料</u> の10割相当額を加算する。 3 冷暖房設備を使用する場合は、 <u>基本使用料</u> の4割相当額を加算する。 4 使用許可時間を超過した場合の超過使用料は、1時間につき1,100円とする。この場合において、超過使用時間に1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。 5 特別に電気その他を使用する場合は、実費を徴収する。 6 附帯設備を使用する場合は、別に規則で定める附帯設備使用							備考 1 営利を目的として使用する場合は、 <u>使用料</u> の10割相当額を加算する。 2 入場料その他これに類するものを徴収して使用する場合は、 <u>使用料</u> の10割相当額を加算する。 3 冷暖房設備を使用する場合は、 <u>使用料</u> の4割相当額を加算する。 4 使用許可時間を超過した場合の超過使用料は、1時間につき1,100円とする。この場合において、超過使用時間に1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。 5 特別に電気その他を使用する場合は、実費を徴収する。 6 附帯設備を使用する場合は、別に規則で定める附帯設備使用						

料を徴収する。

別表第2（第3条関係）

その他庁舎使用料

(略)

料を徴収する。

別表第2（第3条関係）

開かれたアトリエ使用料

使用時間区分	単位	使用料
午後6時～午後10時	1時間	825円

備考

- 1 営利を目的として使用する場合は、使用料に使用時間を乗じて得た額の10割相当額を加算する。
- 2 入場料その他これに類するものを徴収して使用する場合は、使用料に使用時間を乗じて得た額の10割相当額を加算する。
- 3 冷暖房設備を使用する場合は、使用料に使用時間を乗じて得た額の4割相当額を加算する。
- 4 使用許可時間を超過した場合の超過使用料は、1時間につき825円とする。この場合において、超過使用時間に1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。
- 5 特別に電気その他を使用する場合は、実費を徴収する。

別表第3（第3条関係）

その他庁舎使用料

(略)

亀岡市国民健康保険条例（昭和34年亀岡市条例第7号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第7条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として1児につき404,000円を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに30,000円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第7条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として1児につき408,000円を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに30,000円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。</p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る亀岡市国民健康保険条例第7条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。</p>

亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年亀岡市条例第21号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第4条）</p> <p>第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準</p> <p> 第1節 利用定員に関する基準（第5条）</p> <p> 第2節 運営に関する基準（第6条—第35条）</p> <p> 第3節 特例施設型給付費に関する基準（第36条・第37条）</p> <p>第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準</p> <p> 第1節 利用定員に関する基準（第38条）</p> <p> 第2節 運営に関する基準（第39条—第51条）</p> <p> 第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第52条・第53条）</p> <p>附則</p> <p> （内容及び手続の説明及び同意）</p> <p>第6条 （略）</p> <p><u>2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。</u></p> <p><u>(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第4条）</p> <p>第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準</p> <p> 第1節 利用定員に関する基準（第5条）</p> <p> 第2節 運営に関する基準（第6条—第35条）</p> <p> 第3節 特例施設型給付費に関する基準（第36条・第37条）</p> <p>第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準</p> <p> 第1節 利用定員に関する基準（第38条）</p> <p> 第2節 運営に関する基準（第39条—第51条）</p> <p> 第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第52条・第53条）</p> <p><u>第4章 雑則（第54条）</u></p> <p>附則</p> <p> （内容及び手続の説明及び同意）</p> <p>第6条 （略）</p>

ア 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 特定教育・保育施設は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けな

い旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(内容及び手続の説明及び同意)

第39条 (略)

2 第6条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

(内容及び手続の説明及び同意)

第39条 (略)

第4章 雑則

(電磁的記録等)

第54条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項に定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法で

あつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項の」とあるのは「第6項において準用する第2項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成28年亀岡市条例第42号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(法第34条第11号に規定する条例で指定する土地の区域)</p> <p>第6条 法第34条第11号に規定する条例で指定する土地の区域（以下「指定区域」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものうち市長が指定する土地の区域とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>令第8条第1項第2号ロからニまでに</u> <u>掲げる土地の区域として規則で定めるものを含まない土地の区域であること。</u></p> <p>2～7 (略)</p> <p>(法第34条第12号の条例で定める開発行為)</p> <p>第8条 法第34条第12号に規定する条例で区域、目的又は予定建築物等の用途を限り定める開発行為は、<u>令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域として規則で定めるものを含まない土地の区域における、次の各号に掲げる開発行為（建築基準法第43条の規定に適合するものに限る。）とする。</u></p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 第6条第2項から第7項までの規定は、前項第3号及び第5号による区域の指定、変更又は廃止について準用する。</p> <p>(令第36条第1項第3号ハの条例で定める建築行為等)</p> <p>第9条 令第36条第1項第3号ハに規定する条例で区域、目的又は予定建築物等の用途を限り定める建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の建設（以下「建築行為等」という。）は、<u>令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域として規則で定めるものを含まない土地の区域における、次の各号に掲げる</u></p>	<p>(法第34条第11号に規定する条例で指定する土地の区域)</p> <p>第6条 法第34条第11号に規定する条例で指定する土地の区域（以下「指定区域」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものうち市長が指定する土地の区域とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>令第29条の9第1号から第6号までに掲げる土地の区域及び第7号に掲げる土地の区域として規則で定めるものを含まない土地の区域であること。ただし、安全性が確保されると認められる土地の区域として規則で定めるものについては、この限りでない。</u></p> <p>2～7 (略)</p> <p>(法第34条第12号の条例で定める開発行為)</p> <p>第8条 法第34条第12号に規定する条例で区域、目的又は予定建築物等の用途を限り定める開発行為は、<u>第6条第1項第6号に掲げる</u> <u>土地の区域における、次の各号に掲げる開発行為</u> <u>とする。</u></p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 第6条第2項から第6項までの規定は、前項第3号及び第5号による区域の指定、変更又は廃止について準用する。</p> <p>(令第36条第1項第3号ハの条例で定める建築行為等)</p> <p>第9条 令第36条第1項第3号ハに規定する条例で区域、目的又は予定建築物等の用途を限り定める建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の建設（以下「建築行為等」という。）は、<u>第6条第1項第6号に掲げる</u> <u>土地の区域における、次の各号に掲げる</u></p>

建築行為等とする。ただし、建築物の新築、改築又は用途の変更にあつては建築基準法第43条の規定に適合し、かつ、建築物の用途の変更にあつては用途を変更しようとする既存建築物が適法に建築され、許可申請時点で10年以上（使用者の死亡、破産等のやむを得ない事情がある場合を除く。）適正に使用されたものに限る。

(1)～(6) (略)

2 (略)

建築行為等とする。ただし、建築物の新築、改築又は用途の変更にあつては建築基準法第43条の規定に適合し、かつ、建築物の用途の変更にあつては用途を変更しようとする既存建築物が適法に建築され、許可申請時点で10年以上（使用者の死亡、破産等のやむを得ない事情がある場合を除く。）適正に使用されたものに限る。

(1)～(6) (略)

2 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第6条、第8条及び第9条の規定は、この条例の施行の日以後に申請された法第29条第1項若しくは第35条の2第1項又は第42条第1項ただし書若しくは第43条第1項の許可について適用し、同日前に申請されたこれらの許可については、なお従前の例による。

亀岡市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例（昭和62年亀岡市条例第22号）新旧対照表

現行						改正後（案）						
（壁面の位置の制限） 第6条（略） 2（略） (1)（略） (2)（略） (3) 車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下の附属建築物。ただし、馬堀駅前地区地区整備計画区域のうち近隣センター地区及び篠町篠牙ケ尾地区地区整備計画区域_____については、この限りでない。						（壁面の位置の制限） 第6条（略） 2（略） (1)（略） (2)（略） (3) 車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下の附属建築物。ただし、馬堀駅前地区地区整備計画区域のうち工業施設ゾーンについては、この限りでない。						
別表第2（第3条、第4条、第5条、第6条関係）						別表第2（第3条、第4条、第5条、第6条関係）						
地区整備計画区域の名称	計画地区の名称	ア 建築してはならない建築物	イ 建築物の敷地面積の最低限度	ウ 建築物の高さの最高限度	エ 壁面の位置の制限	地区整備計画区域の名称	計画地区の名称	ア 建築してはならない建築物	イ 建築物の敷地面積の最低限度	ウ 建築物の高さの最高限度	エ 壁面の位置の制限	
南つつじヶ丘地区地区整備計画区域	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	南つつじヶ丘地区地区整備計画区域	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	低層一般住宅地区	次の各号に掲げる建築物以外の建築物 (1)～(4)（略） (5) 老人ホーム、保育所、 <u>身体障害者福祉ホーム</u> その他これらに類するもの (6)～(9)（略）	(略)	(略)	(略)		低層一般住宅地区	次の各号に掲げる建築物以外の建築物 (1)～(4)（略） (5) 老人ホーム、保育所、 <u>福祉ホーム</u> その他これらに類するもの (6)～(9)（略）	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)					(略)	(略)				
(略)						(略)						
曙台4丁目地区地区整備計画区域	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	曙台4丁目地区地区整備計画区域	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	低層一般住宅地区	次の各号に掲げる建築物以外の建築物 (1)～(4)（略） (5) 老人ホーム、保育所、 <u>身体障害者福祉ホーム</u> その他これらに類するもの	(略)	(略)	(略)		低層一般住宅地区	次の各号に掲げる建築物以外の建築物 (1)～(4)（略） (5) 老人ホーム、保育所、 <u>福祉ホーム</u> その他これらに類するもの	(略)	(略)	(略)	(略)

		らに類するもの (6)～(9) (略)			
野条馬場地区地区整備計画区域	近隣商業地区	(1)・(2) (略) (3) 老人ホーム、 <u>身体障害者福祉ホーム</u> その他これらに類するもの (4)～(11) (略)	(略)		(略)
(略)					
大井町西部地区地区整備計画区域	住居ゾーン	(略)	(略)		
	幹線道路沿道ゾーン	(略)			
	準工業ゾーン	次の各号に掲げる建築物 (1)～(11) (略) (12) 老人ホーム、保育所、 <u>身体障害者福祉ホーム</u> その他これらに類するもの（本ゾーン内に立地する事業所が当該事業所の従業員の福利厚生のために設置する保育施設を除く。） (13)～(17) (略)			
	工業ゾーン	次の各号に掲げる建築物 (1)～(5) (略) (6) 老人ホーム、保育所、 <u>身体障害者福祉ホーム</u> その他これらに類するもの（本ゾーン内に立地する事業所が当該事業所の従業員の福利厚生のために設置する保育施設を除く。） (7)～(11) (略)			
(略)					
亀岡駅北地区地区整備計画	住宅ゾーン①	次の各号に掲げる建築物以外の建築物 (1)～(7) (略)	(略)	(略)	(略)

		らに類するもの (6)～(9) (略)			
野条馬場地区地区整備計画区域	近隣商業地区	(1)・(2) (略) (3) 老人ホーム、 <u>福祉ホーム</u> その他これらに類するもの (4)～(11) (略)	(略)		(略)
(略)					
大井町西部地区地区整備計画区域	住居ゾーン	(略)	(略)		
	幹線道路沿道ゾーン	(略)			
	準工業ゾーン	次の各号に掲げる建築物 (1)～(11) (略) (12) 老人ホーム、保育所、 <u>福祉ホーム</u> その他これらに類するもの（本ゾーン内に立地する事業所が当該事業所の従業員の福利厚生のために設置する保育施設を除く。） (13)～(17) (略)			
	工業ゾーン	次の各号に掲げる建築物 (1)～(5) (略) (6) 老人ホーム、保育所、 <u>福祉ホーム</u> その他これらに類するもの（本ゾーン内に立地する事業所が当該事業所の従業員の福利厚生のために設置する保育施設を除く。） (7)～(11) (略)			
(略)					
亀岡駅北地区地区整備計画	住宅ゾーン①	次の各号に掲げる建築物以外の建築物 (1)～(7) (略)	(略)	(略)	(略)

区域		(8) 老人ホーム、 <u>保育所、身体障害者福祉ホーム</u> その他これらに類するもの (9)・(10) (略)			
	住宅ゾーン②	次の各号に掲げる建築物以外の建築物 (1)～(10) (略) (11) 老人ホーム、 <u>保育所、身体障害者福祉ホーム</u> その他これらに類するもの (12)～(19) (略)	(略)		(略)
	(略)	(略)	(略)		
	(略)	(略)	(略)		
篠町篠牙ケ尾地区 地区整備 計画区域	工業施設ゾーン	次の各号に掲げる建築物 (1)～(6) (略) (7) 老人ホーム、 <u>保育所、身体障害者福祉ホーム</u> その他これらに類するもの（本ゾーン内に立地する事業所が当該事業所の従業員の福利厚生のために設置する保育施設を除く。） (8)～(12) (略)	(略)		(略)
	(略)	(略)	(略)		(略)

区域		(8) 老人ホーム、 <u>保育所、福祉ホーム</u> その他これらに類するもの (9)・(10) (略)			
	住宅ゾーン②	次の各号に掲げる建築物以外の建築物 (1)～(10) (略) (11) 老人ホーム、 <u>保育所、福祉ホーム</u> その他これらに類するもの (12)～(19) (略)	(略)		(略)
	(略)	(略)	(略)		
	(略)	(略)	(略)		
篠町篠牙ケ尾地区 地区整備 計画区域	工業施設ゾーン	次の各号に掲げる建築物 (1)～(6) (略) (7) 老人ホーム、 <u>保育所、福祉ホーム</u> その他これらに類するもの（本ゾーン内に立地する事業所が当該事業所の従業員の福利厚生のために設置する保育施設を除く。） (8)～(12) (略)	(略)		(略)
	(略)	(略)	(略)		(略)

亀岡市都市公園条例（昭和44年亀岡市条例第12号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)				
<p>別表第3（第3条の7、第10条関係） 使用料 1～2 （略） 3 有料公園施設を使用する場合 (1) 亀岡運動公園野球場及び亀岡運動公園テニスコート</p> <table border="1" data-bbox="253 541 1093 927"> <tr> <td data-bbox="253 541 1093 603">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="253 603 1093 927"> <p>(備考) 1 使用時間を延長した場合におけるその延長した時間に対する1時間当たりの使用料の額は、この表の午前9時から午前11時までの使用料の額に2分の1を乗じた額（ただし、夜間照明の使用料の額は、この表に定める額）とする。この場合において、1時間未満の使用は、1時間の使用とみなす。 2 使用者が入場料等を徴収する場合の使用料は、この表に定める額の3倍の額とする。</p> </td> </tr> </table> <p>(2) 亀岡運動公園体育館 表（略） (備考) 1 入場料とは、使用者がいずれの名義であるかを問わず、入場者から徴収する入場の対価をいう。 2 使用時間を延長した場合におけるその延長した時間に対する1時間当たりの使用料の額は、使用が午後6時までのときはこの</p>	(略)	<p>(備考) 1 使用時間を延長した場合におけるその延長した時間に対する1時間当たりの使用料の額は、この表の午前9時から午前11時までの使用料の額に2分の1を乗じた額（ただし、夜間照明の使用料の額は、この表に定める額）とする。この場合において、1時間未満の使用は、1時間の使用とみなす。 2 使用者が入場料等を徴収する場合の使用料は、この表に定める額の3倍の額とする。</p>	<p>別表第3（第3条の7、第10条関係） 使用料 1～2 （略） 3 有料公園施設を使用する場合 (1) 亀岡運動公園野球場及び亀岡運動公園テニスコート</p> <table border="1" data-bbox="1146 541 1986 1048"> <tr> <td data-bbox="1146 541 1986 603">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1146 603 1986 1048"> <p>(備考) 1 使用時間を延長した場合におけるその延長した時間に対する1時間当たりの使用料の額は、この表の午前9時から午前11時までの使用料の額に2分の1を乗じた額（ただし、夜間照明の使用料の額は、この表に定める額）とする。この場合において、1時間未満の使用は、1時間の使用とみなす。 2 使用者が入場料等を徴収する場合の使用料は、この表に定める額の3倍の額とする。 3 <u>市外居住者（法人にあっては、その主たる事業所の所在地が市外にある者）</u>が使用する場合の使用料は、この表に定める額<u>にその5割相当額を加算した額とする。</u></p> </td> </tr> </table> <p>(2) 亀岡運動公園体育館 表（略） (備考) 1 入場料とは、使用者がいずれの名義であるかを問わず、入場者から徴収する入場の対価をいう。 2 使用時間を延長した場合におけるその延長した時間に対する1時間当たりの使用料の額は、使用が午後6時までのときはこの</p>	(略)	<p>(備考) 1 使用時間を延長した場合におけるその延長した時間に対する1時間当たりの使用料の額は、この表の午前9時から午前11時までの使用料の額に2分の1を乗じた額（ただし、夜間照明の使用料の額は、この表に定める額）とする。この場合において、1時間未満の使用は、1時間の使用とみなす。 2 使用者が入場料等を徴収する場合の使用料は、この表に定める額の3倍の額とする。 3 <u>市外居住者（法人にあっては、その主たる事業所の所在地が市外にある者）</u>が使用する場合の使用料は、この表に定める額<u>にその5割相当額を加算した額とする。</u></p>
(略)					
<p>(備考) 1 使用時間を延長した場合におけるその延長した時間に対する1時間当たりの使用料の額は、この表の午前9時から午前11時までの使用料の額に2分の1を乗じた額（ただし、夜間照明の使用料の額は、この表に定める額）とする。この場合において、1時間未満の使用は、1時間の使用とみなす。 2 使用者が入場料等を徴収する場合の使用料は、この表に定める額の3倍の額とする。</p>					
(略)					
<p>(備考) 1 使用時間を延長した場合におけるその延長した時間に対する1時間当たりの使用料の額は、この表の午前9時から午前11時までの使用料の額に2分の1を乗じた額（ただし、夜間照明の使用料の額は、この表に定める額）とする。この場合において、1時間未満の使用は、1時間の使用とみなす。 2 使用者が入場料等を徴収する場合の使用料は、この表に定める額の3倍の額とする。 3 <u>市外居住者（法人にあっては、その主たる事業所の所在地が市外にある者）</u>が使用する場合の使用料は、この表に定める額<u>にその5割相当額を加算した額とする。</u></p>					

表の午後3時から午後6時までの使用料の額に3分の1を、使用が午後6時以後のときはこの表の午後6時30分から午後9時30分までの使用料の額に3分の1を乗じた額とする。この場合において、1時間未満の使用は、1時間の使用とみなす。

- 3 附属設備以外の設備（以下「特別な設備」という。）の準備又は撤去のために使用する場合は、催物の区分に応じてこの表の定める額のそれぞれの2分の1に相当する金額とする。

- 4 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日という。

(3) 亀岡運動公園競技場

表（略）

（備考）

- 1 入場料とは、使用者がいずれの名義であるかを問わず、入場者から徴収する入場の対価をいう。
- 2 使用時間を延長した場合におけるその延長した時間に対する1時間当たりの使用料の額は、午後1時から午後5時までの使用料の額に4分の1を乗じた額とする。この場合において、1時間未満の使用は、1時間の使用とみなす。

- 3 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日という。

- 4 この表において「中学生以下」とは、学齢に達しない者（4歳

表の午後3時から午後6時までの使用料の額に3分の1を、使用が午後6時以後のときはこの表の午後6時30分から午後9時30分までの使用料の額に3分の1を乗じた額とする。この場合において、1時間未満の使用は、1時間の使用とみなす。

- 3 附属設備以外の設備（以下「特別な設備」という。）の準備又は撤去のために使用する場合は、催物の区分に応じてこの表の定める額のそれぞれの2分の1に相当する金額とする。

- 4 市外居住者（法人にあっては、その主たる事業所の所在地が市外にある者）が使用する場合は、この表に定める額の5割相当額を加算する。

- 5 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日という。

(3) 亀岡運動公園競技場

表（略）

（備考）

- 1 入場料とは、使用者がいずれの名義であるかを問わず、入場者から徴収する入場の対価をいう。
- 2 使用時間を延長した場合におけるその延長した時間に対する1時間当たりの使用料の額は、午後1時から午後5時までの使用料の額に4分の1を乗じた額とする。この場合において、1時間未満の使用は、1時間の使用とみなす。

- 3 市外居住者（法人にあっては、その主たる事業所の所在地が市外にある者）が使用する場合は、この表に定める額にその5割相当額を加算した額とする。

- 4 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日という。

- 5 この表において「中学生以下」とは、学齢に達しない者（4歳

未満の者を除く。)又は学校教育法第1条に規定する小学校、中学校及び義務教育学校の児童又は生徒をいう。

(4) 亀岡運動公園プール

表(略)

(備考)

- 1 この表において「小学生・中学生・義務教育学校生」とは、学校教育法第1条に規定する小学校、中学校及び義務教育学校の児童又は生徒をいう。
- 2 この表において「幼児」とは、学齢に達しない者(4歳未満の者を除く。)をいう。
- 3 この表において「総売上額」とは、売上原価を差し引く前の額をいう。
- 4 売店の使用料には、附帯設備及び共用施設並びに冷暖房使用料を含むものとし、電気、ガス、水道、浄化槽及び電話の使用料は、別に実費を徴収する。

(5) 亀岡運動公園プール管理棟

表(略)

(備考)

- 1 この表において「中学生以下」とは、学齢に達しない者(4歳未満の者を除く。)又は学校教育法第1条に規定する小学校、中学校及び義務教育学校の児童又は生徒をいう。
- 2 この表において「総売上額」とは、売上原価を差し引く前の

未満の者を除く。)又は学校教育法第1条に規定する小学校、中学校及び義務教育学校の児童又は生徒をいう。

(4) 亀岡運動公園プール

表(略)

(備考)

- 1 この表において「小学生・中学生・義務教育学校生」とは、学校教育法第1条に規定する小学校、中学校及び義務教育学校の児童又は生徒をいう。
- 2 この表において「幼児」とは、学齢に達しない者(4歳未満の者を除く。)をいう。
- 3 この表において「総売上額」とは、売上原価を差し引く前の額をいう。
- 4 売店の使用料には、附帯設備及び共用施設並びに冷暖房使用料を含むものとし、電気、ガス、水道、浄化槽及び電話の使用料は、別に実費を徴収する。
- 5 市外居住者(法人にあっては、その主たる事業所の所在地が市外にある者)が使用する場合の使用料は、この表に定める額にその5割相当額を加算した額とする。(ただし、ウォータースライダー、更衣室ロッカー及び売店の使用を除く。)

(5) 亀岡運動公園プール管理棟

表(略)

(備考)

- 1 この表において「中学生以下」とは、学齢に達しない者(4歳未満の者を除く。)又は学校教育法第1条に規定する小学校、中学校及び義務教育学校の児童又は生徒をいう。
- 2 この表において「総売上額」とは、売上原価を差し引く前の

額をいう。

- 3 レストランの使用料には、附帯設備及び共用施設並びに冷暖房使用料を含むものとし、電気、ガス、水道、浄化槽の使用料は、別に実費を徴収する。

(6) 亀岡運動公園野外ステージ

使用時間 区分	午前9時 から午後 1時まで	午後1時 から午後 5時まで	午後5時 から午後 9時まで	午前9時 から午後 5時まで	午後1時 から午後 9時まで	午前9時 から午後 9時まで
基本使用料	2,200円	2,200円	4,400円	4,400円	5,500円	6,600円
附属設備	各附属設備ごとに、1使用時間区分11,000円を超えない範囲内において規則で定める額					
(備考)						
1 営利を目的として使用する場合は、 <u>基本使用料</u> の10割相当額を加算する。						
2 使用時間を延長した場合におけるその延長した時間に対する1時間当たりの使用料の額は、使用が午後5時までのときはこの表の午後1時から午後5時までの使用料の額に4分の1を、使用が午後5時以後のときはこの表の午後5時から午後9時までの使用料の額に4分の1を乗じた額とする。この場合において、1時間未満の使用は、1時間の使用とみなす。						
3 特別に電気その他を使用する場合は、実費を徴収する。						

額をいう。

- 3 レストランの使用料には、附帯設備及び共用施設並びに冷暖房使用料を含むものとし、電気、ガス、水道、浄化槽の使用料は、別に実費を徴収する。
- 4 市外居住者（法人にあっては、その主たる事業所の所在地が市外にある者）が使用する場合の使用料は、この表に定める額にその5割相当額を加算した額とする。（ただし、コインランドリー及びレストランの使用を除く。）

(6) 亀岡運動公園野外ステージ

使用時間 区分	午前9時 から午後 1時まで	午後1時 から午後 5時まで	午後5時 から午後 9時まで	午前9時 から午後 5時まで	午後1時 から午後 9時まで	午前9時 から午後 9時まで
使用料	2,200円	2,200円	4,400円	4,400円	5,500円	6,600円
附属設備	各附属設備ごとに、1使用時間区分11,000円を超えない範囲内において規則で定める額					
(備考)						
1 営利を目的として使用する場合は、 <u>使用料</u> の10割相当額を加算する。						
2 使用時間を延長した場合におけるその延長した時間に対する1時間当たりの使用料の額は、使用が午後5時までのときはこの表の午後1時から午後5時までの使用料の額に4分の1を、使用が午後5時以後のときはこの表の午後5時から午後9時までの使用料の額に4分の1を乗じた額とする。この場合において、1時間未満の使用は、1時間の使用とみなす。						
3 特別に電気その他を使用する場合は、実費を徴収する。						
4 <u>市外居住者（法人にあっては、その主たる事業所の所在地が市外にある者）が使用する場合の使用料は、この表に定める額にその5割相当額を加算した額とする。</u>						

(7) さくら公園多目的運動場

(略)
(備考)
1 使用時間を延長した場合におけるその延長した時間に対する1時間当たりの使用料の額は、この表の午前9時から午前11時までの使用料の額に2分の1を乗じた額（ただし、夜間照明の使用料の額は、この表に定める額）とする。この場合において、1時間未満の使用は、1時間の使用とみなす。
2 使用者が入場料等を徴収する場合の使用料は、この表に定める額の3倍の額とする。

(8) さくら公園体育館

表 (略)

(備考)

- 1 入場料とは、使用者がいずれの名義であるかを問わず、入場者から徴収する入場の対価をいう。
- 2 使用時間を延長した場合におけるその延長した時間に対する1時間当たりの使用料の額は、使用が午後5時までのときはこの表の午前9時から午前11時までの使用料の額に2分の1を、使用が午後5時以後のときはこの表の午後5時から午後7時までの使用料の額に2分の1を乗じた額とする。この場合において、1時間未満の使用は1時間の使用とみなす。
- 3 特別な設備の準備又は撤去のために使用する場合は、催物の区分に応じてこの表の定める額のそれぞれの2分の1に相当する金額とする。

(7) さくら公園多目的運動場

(略)
(備考)
1 使用時間を延長した場合におけるその延長した時間に対する1時間当たりの使用料の額は、この表の午前9時から午前11時までの使用料の額に2分の1を乗じた額（ただし、夜間照明の使用料の額は、この表に定める額）とする。この場合において、1時間未満の使用は、1時間の使用とみなす。
2 使用者が入場料等を徴収する場合の使用料は、この表に定める額の3倍の額とする。
3 <u>市外居住者（法人にあっては、その主たる事業所の所在地が市外にある者）</u> が使用する場合の使用料は、この表に定める額 <u>にその5割相当額を加算した額とする。</u>

(8) さくら公園体育館

表 (略)

(備考)

- 1 入場料とは、使用者がいずれの名義であるかを問わず、入場者から徴収する入場の対価をいう。
- 2 使用時間を延長した場合におけるその延長した時間に対する1時間当たりの使用料の額は、使用が午後5時までのときはこの表の午前9時から午前11時までの使用料の額に2分の1を、使用が午後5時以後のときはこの表の午後5時から午後7時までの使用料の額に2分の1を乗じた額とする。この場合において、1時間未満の使用は1時間の使用とみなす。
- 3 特別な設備の準備又は撤去のために使用する場合は、催物の区分に応じてこの表の定める額のそれぞれの2分の1に相当する金額とする。

4 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。

4 市外居住者（法人にあつては、その主たる事業所の所在地が市外にある者）が使用する場合は、この表に定める額の5割相当額を加算する。

5 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。

亀岡市営住宅設置条例（昭和39年亀岡市条例第15号）新旧対照表

現 行		改 正 後 (案)	
別表（第2条関係）		別表（第2条、第7条関係）	
名称	位置	名称	位置
平和台住宅	亀岡市安町・下矢田町	平和台住宅	亀岡市安町・下矢田町
余部前川原住宅	〃 余部町	余部前川原住宅	〃 余部町
合戦野住宅	〃 篠町篠	合戦野住宅	〃 篠町篠
北古世住宅	〃 北古世町	北古世住宅	〃 北古世町
清水住宅	〃 余部町	清水住宅	〃 余部町
城山住宅	〃 下矢田町	城山住宅	〃 下矢田町
吉川住宅	〃 吉川町穴川	吉川住宅	〃 吉川町穴川
千代川住宅	〃 千代川町湯井	千代川住宅	〃 千代川町湯井
つつじヶ丘住宅	〃 東つつじヶ丘都台	つつじヶ丘住宅	〃 東つつじヶ丘都台
町畑住宅	〃 禰田野町天川	町畑住宅	〃 禰田野町天川
滝の花住宅	〃 篠町野条	滝の花住宅	〃 篠町野条
車垣内住宅	〃 曾我部町穴太	大年住宅	〃 保津町下大年
大年住宅	〃 保津町下大年	野条住宅	〃 篠町野条
野条住宅	〃 篠町野条		

亀岡市営特定目的住宅条例（昭和43年亀岡市条例第11号）新旧対照表

現 行				改 正 後 (案)			
別表（第2条、第7条関係）				別表（第2条、第7条関係）			
位置	構造	戸数	家賃	位置	構造	戸数	家賃
亀岡市蕨田野町天川	木造平家建て	6戸	1,000円	亀岡市蕨田野町天川	木造平家建て	6戸	1,000円
〃 佐伯	〃	5	1,000円	〃 佐伯	〃	5	1,000円
亀岡市曾我部町穴太	〃	8	1,000円	亀岡市曾我部町穴太	〃	8	1,000円
亀岡市馬路町三ツ辻	〃	1	3,000円	亀岡市馬路町三ツ辻	〃	1	3,000円
〃 東出合	〃	1	3,000円	〃 東出合	〃	1	3,000円
亀岡市安町大池	〃	2	800円	亀岡市保津町上火無	〃	1	800円
亀岡市保津町上火無	〃	1	800円	亀岡市篠町野条	〃	1	900円
亀岡市篠町野条	〃	1	900円	〃	〃	1	1,000円
〃	〃	1	1,000円	〃	〃	1	3,000円
〃	〃	1	3,000円				